

浮揚式 S-VDR の導入及び衛星 EPIRB 等に使用する周波数の追加に伴う規則改正 (その2)

(社)全国船舶無線工事協会 事務局

総務省は、浮揚式 S-VDR の導入及び衛星 EPIRB 等が使用する周波数を追加するため、平成 18 年 11 月 20 日付で関係省令及び告示の一部を改正しました。この改正は経過措置を除き同日付で施行されました。

この改正は、今年 7 月に海上人命安全条約付属書の改正が発効し、2002 年 6 月 30 日以前に建造された国際航海に従事する 3000 トン以上の貨物船は、海難事故原因の調査に資するため、航海中の様々な情報を記録媒体に記録する装置である航海情報記録装置 (VDR) 又は簡易型航海情報記録装置 (S-VDR) を備えなければならなくなったため、関係省令及び告示の一部を改正するものです。

(関連記事：むせんこうじ 11 月号参照)

関係省令及び告示の一部改正 (抜粋)

詳細は、平成 18 年 11 月 20 日官報 号外第 262 号をご参照ください。全工協ホームページの最新情報からも閲覧できますのでご利用ください。(<http://www.zkk.or.jp/>)

1. 電波法施行規則の一部改正 (総務省令第 132 号 H18.11.20)

浮揚式 S-VDR (規則では、「設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備」と表記していません。)に係る規定の整備 (定義等、空中線電力の表示、具備すべき電波等、義務船舶局の無線設備の機器、遭難通信等、許可を要しない工事設計の軽微な事項など)を行った。

第 2 条 (義等)

「衛星位置指示無線標識」の定義を新たに追加して、「衛星非常用位置指示無線標識」の定義を改正した。

今回、人工衛星を介して電波の送信位置を探知させるための設備を総称する「衛星位置指示無線標識」という用語を施行規則に規定した。該当する設備は以下のとおりです。

- ・ 衛星 EPIRB、浮揚式 S-VDR、航空機用救命無線機、航空機用携帯無線機

第 4 条の 4 (空中線電力の表示)

衛星 EPIRB、浮揚式 S-VDR 等の空中線電力は、「先頭電力 (pX)」で表示する。

第 12 条 (具備すべき電波等)

無線設備	電波の型式及び周波数
衛星 EPIRB	A3X 121.5MH G1B 406.025MHz 又は 406.028MHz 若しくは 406.037MHz (F1B については記載を省略)
浮揚式 S-VDR	A3X 121.5MH G1B 406.028MHz 又は 406.037MHz

第 28 条 (義務船舶局の無線設備の機器)

第 4 項に「義務船舶局のある船舶のうち、国際航海に従事する総トン数 3,000 トン以上の船舶 (旅客船及び専ら漁ろうに従事する船舶を除き、平成 14 年 6 月 30 日以前に建造されたものに限

る。)の義務船舶局の無線設備には、船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成14年国土交通省第75号)附則第2条第9項の規定により航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置(電波を使用しないものに限る。)を備えていない場合は、前3項の機器のほか、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備を備えなければならない。」を新たに追加し、旧第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げた。

国際航海に従事する船舶	2002年6月30日以前に建造	2002年7月1日以降に建造
旅客船	VDR	VDR
貨物船(総トン数3000トン以上)	S-VDR又はVDR	VDR

第36条の2(遭難通信等)

G1B 406MHz帯の周波数に406.037MHzを追加した。

別表第1号の3 許可を要しない工事設計の軽微な事項

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
2 デジタル選択呼出装置、狭帯域直接印刷電信装置、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計	当該部分の全部について削る場合に限る。

附 則

(施行期日)

1. この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. 次の表の上欄に掲げる船舶に対する第28条第4項の規定は、同表の下欄に掲げる日(総務大臣が当該船舶の船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。)までは、適用しない。

国際航海に従事する貨物船	2002年6月30日以前に建造されたものに限る
総トン数3,000~20,000未満	2007年7月1日以降最初に行われる無線局定期検査の日又は2010年7月1日のいずれか早い日
総トン数20,000~	2006年11月20日以降最初に行われる無線局定期検査の日又は2009年7月1日のいずれか早い日

2. 無線局免許手続規則の一部改正(総務省令第133号H18.11.20)

無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の様式に、浮揚式S-VDRの項目及び衛星EPIRB等の新たな周波数を追加した。

別表第2号第3の2 MS及びTGの無線局事項書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1

別表第2号の2第6の2 MSの工事設計書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

別表第2号の3第3 MSS、DS及びROの無線局事項書及び工事設計書の様式(表面)・別紙3

附 則

(施行期日)

1. この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. 船舶局(特定船舶局を含む。)船舶地球局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第2号第3、別表第2号の2第6及び別表第2号の3第3の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

3. 無線局運用規則の一部改正(総務省令第134号 H18.11.20)

第78条の2(遭難自動通報設備の通報の送信等)

遭難自動通報設備の通報送信周波数に「406.037MHz」を追加した。

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

4. 無線設備規則の一部改正(総務省令第135号 H18.11.20)

浮揚式 S-VDR に係る規定(周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値、スプリアス発射の強度の許容値、空中線電力の許容偏差、設置条件及び技術要件等)を追加した。

第45条の3の5(簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識)

G1B 電波 406MHz から 406.1MHz まで及び A3X 電波 121.5MHz を使用する船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第75号)附属第2条第9項に規定する簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識は、第45条の2第1項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 1 容易に回収することができるものであること。
- 2 回収作業中に損傷する可能性が最小限となるよう措置されていること。
- 3 人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を7日間に48時間以上送信することができること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

5. 無線機器型式検定規則の一部改正(総務省令第136号 H18.11.20)

浮揚式 S-VDR の機器に係る型式検定の合格条件及び型式検定合格の場合の機器の型式名を表示するための記号等を追加し、並びに衛星 EPIRB の機器の型式検定の合格の条件に規定する使用する周波数を変更した。

6. 登録点検事業者等規則の一部改正(総務省令第137号 H18.11.20)

登録点検事業者等が行う船舶局の点検の実施項目に、浮揚式 S-VDR を追加し、一覧表を整理した。

別表第4号(登録点検事業者等が行う点検の実施項目)

第3 無線設備

2 電気的特性の点検

無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
船 局	基本及び予備設備	1 周波数 2 占有周波数帯幅 3 空中線電力 4 変調特性	
	船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及びレーダー	1 周波数 2 空中線電力	電池を備えるものは、その有効期限の確認を含む。
	衛星非常用位置指示無線標識及び設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備	1 周波数 2 空中線電力 3 伝送速度 4 無変調送信時間 5 識別信号	
	搜索救助用レーダートランスポンダ	1 周波数 2 空中線電力 3 受信感度	
	船舶自動識別装置	1 周波数 2 占有周波数帯幅 3 空中線電力 4 識別信号	

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

7. 関係告示の一部改正

(1) 周波数割当計画(平成 12 年郵政省告示第 746 号)の一部改正(総務省告示第 597 号 H18.11.20)
衛星位置指示無線標識(衛星 EPIRB、浮揚式 S-VDR 等)が使用する周波数に「 406.037MHz 」を追加した。

(2) 型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件(昭和 61 年郵政省告示第 221 号)の一部改正 (総務省告示第 598 号 H18.11.20)

船舶安全法第 6 条ノ 4 の規定による型式承認を受けた浮揚式 S-VDR の機器を型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器の対象として追加した。

(3) 航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める件(昭和 44 年郵政省告示第 513 号)の一部改正 (総務省告示第 599 号 H18.11.20)

航空機局に設置する航空機用救命無線機 (人工衛星局の中継によるもの) の送る電波に「 406.037MHz 」を追加した。

(4) 施行規則第 28 条第 8 項の規定により、小型の船舶又はわが国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第 1 項及び第 2 項の規定により備えなければならない機器に代えることができ

る機器（総務省告示第 600 号 H18.11.20）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 4
電波法施行規則の項の繰り下げに対応するのに合わせ、沿海区域を航行する船舶局に係る規定を整備した。

なお、平成 17 年総務省告示第 806 号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）は廃止した。

(5) 船舶の入港中に定期に行う義務船舶局の無線設備の点検の方法を定める件（平成 4 年郵政省告示第 61 号）の一部改正（総務省告示第 601 号 H18.11.20）

船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検方法に浮揚式 S-VDR の点検方法を追加した。

別 表

無線設備の機器		点検の項目	
四 そ の 他 の 機 器	(1) デジタル選択呼出専用受信機	1 接続状態等の確認	ア 空中線の状況及びその取付状況の良否 イ 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況及び設置装置の状態の良否 ウ 表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無
		2 制御部の性能の確認	ア 作動状態の表示の良否 イ 遭難周波数の選択の良否（中短波帯及び短波帯のものに限る。） ウ 選択された周波数の表示の良否
		3 受信部及び信号処理部の性能の確認	ア 受信機能の動作の良否 イ 遭難警報の記憶機能の良否 ウ スキャンニング動作の良否（中短波帯及び短波帯のものに限る。） エ スピーカ等の音響の良否
	(2) 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備	1 外観等の確認	ア 容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ 取付状況の良否 ウ 外部の表示の良否
		2 電池の確認	有効期限の良否
		3 機能の確認	作動スイッチによる機能の良否（電波を発射しない方法によること。）

(6) 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成 2 年郵政省告示第 240 号）の一部改正（総務省告示第 603 号 H18.11.20）

浮揚式 S-VDR の操作を無線従事者の資格を要しない簡易な操作の対象として追加した。

(7) 許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件（昭和 51 年郵政省告示第 87 号）の一部改正（総務省告示第 604 号 H18.11.20）

船舶局等における浮揚式 S-VDR に係る変更工事を許可を要しない工事設計の軽微な事項の対象として追加した。

- 2 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の全部又は一部について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1（略）	（略）
2 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備の工事設計	当該機器の全部について、検定合格機器に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）

- (8) 衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件（平成 17 年総務省告示第 1225 号）の一部改正（総務省告示第 606 号 H18.11.20）
衛星 EPIRB の技術的条件に規定する周波数に「406.037MHz」を追加した。
- (9) 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備の技術的条件（総務省告示第 607 号 H18.11.20）
浮揚式 S-VDR の技術的条件の細目を規定した。
- (10) 照明設備により照明することを要しない無線設備の制御器を定める件（平成 4 年郵政省告示第 123 号）の一部改正（総務省告示第 608 号 H18.11.20）
浮揚式 S-VDR の制御器を照明設備により照明することを要しない無線設備の制御器の対象として追加した。
- (11) 無線機器の型式検定に係る試験方法等について定める件（平成 11 年郵政省告示第 246 号）の一部改正（総務省告示第 609 号 H18.11.20）
無線機器の型式検定に係る試験の方法に浮揚式 S-VDR の機器の測定回路及び測定方法を追加した。
- (12) 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件（総務省告示第 611 号 H18.11.20）
浮揚式 S-VDR の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件の細目を規定した。
- (13) 無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成 5 年郵政省告示第 553 号）の一部改正（総務省告示第 612 号 H18.11.20）
無線従事者養成課程の実施要領に浮揚式 S-VDR に関する授業科目を追加した。
- (14) 無線従事者の長期型養成課程の実施要領を定める件（平成 8 年郵政省告示第 58 号）の一部改正（総務省告示第 613 号 H18.11.20）
無線従事者の長期型養成課程の実施要領に浮揚式 S-VDR に関する授業科目を追加した。
- (15) 船舶局無線従事者証明に係る訓練要領を定める件（平成 2 年郵政省告示第 281 号）の一部改正（総務省告示第 614 号 H18.11.20）
船舶局無線従事者証明に係る訓練要領に浮揚式 S-VDR に関する授業科目を追加した。
- (16) 登録点検事業者等が行う点検の実施方法を定める件（平成 9 年郵政省告示第 666 号）の一部改正（総務省告示第 615 号 H18.11.20）

登録点検事業者等が行う点検方法（電気的特性の点検）に浮揚式 S-VDR に関する項目を追加し、具体的な点検の実施方法等を整理した。

3 無線設備等

2 電気的特性の点検

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
9 伝送速度	設備規則に規定する 1 秒間当たりのビット数を測定する。
10 無変調送信時間	設備規則に規定する同期信号が発射されるまでに要する時間を測定する。
11 個体識別コード又は識別信号	設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27 ビットから 85 ビット目までの 59 ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。

注 2 航空機用救命無線機、捜索救助用レーダートランスポンダ、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、双方向無線電話及び船舶航空機間双方向無線電話については、当該装置に使用する電池の有効期限も確認し、記載すること。

(17) その他、関連告示の一部改正

省令の項の繰り下げに対応するのに合わせ、関連告示の一部改正を行った。